

## 組合員・賛助会員対象

### 日本税理士協同組合連合会セミナー「オンデマンド研修」(無料) 実施のご案内

千葉県税理士協同組合では下記オンデマンド研修を、

組合員・賛助会員様を対象に**無料**でご受講いただける施策を実施いたします。

**受講料(通常1回9,000円)は当組合が全額負担いたします。**お申込・ご受講には研修サイト「日税フォーラム」へのご登録(無料)が必要です。**申込方法・視聴方法**などの詳細につきましては、**千葉県税理士協同組合HP**をご覧ください。ご受講くださいますようお願い申し上げます。

#### <対象研修会>

日本税理士協同組合連合会セミナー / 千葉県税理士協同組合共催

テーマ：相続時精算課税の本質を知る～相続が開始した時に驚かないために～

講師：武田 秀和 氏(税理士)

**オンデマンド配信日：2024年9月21日(土)～2024年10月11日(金) <3週間>**

※申込期限は10/11(金)の17:00までとなります。

※9/17(火)に収録したものを、録画コンテンツで視聴できるものです。

会則3時間研修

インターネット受講のみ

受講料無料

#### <主な内容>

1. 資産移転時期の選択により中立的な税制
2. 相続時精算課税及び暦年課税の取扱いの改正
  - ・相続時精算課税の本質
3. 相続時精算課税の知っておかなければならない取扱い
  - ・相続時精算課税の申告と特別控除
  - ・相続税の納付義務の承継
  - ・住宅取得資金の贈与と相続時精算課税
  - ・孫への贈与の留意点
  - ・養子縁組及び解消した場合
  - ・相続税と相続時精算課税
  - ・その他の思いがけない取扱い

#### <講師より>

相続税対策は贈与税の活用を抜きにして考えられません。しかし、贈与税は暦年課税と相続時精算課税があり、その活用により相続税の対応が大きく異なります。相続時精算課税は十分に認知され活用も積極的に行われています。負の側面を知らずに適用してしまい、贈与者の相続開始時にこんなはずではなかったという取扱いが多くあります。

この講座では、相続時精算課税の思いがけないリスク及び2024年に施行された暦年課税の取扱いも含めて相続時精算課税の本来の姿を解説します。

#### <講師プロフィール>

1975年(昭和50年)4月 東京国税局採用

2008年(平成20年)7月 杉並税務署資産課税部門第1統括官を最後に退職

2008年(平成20年)8月 武田秀和税理士事務所開設(東京税理士会日本橋支部)

【主な著書】

『小規模宅地等の特例 基本と事例でわかる税務』『不動産の売却にかかる譲渡所得の税金(第2版)』

『借地権 相続・贈与と譲渡の税務(3訂版)』『譲渡所得の基礎 徹底解説』

#### 【本研修に関するお問合せ】

(株)日税ビジネスサービス研修事務局 **TEL 03 - 3340 - 4488**

#### 【受講登録について】

配信期間終了後、日本税理士協同組合連合会が一括して申請しますので、ご自身で登録を行っていただく必要はございません。また、**単位登録までお時間を頂戴します**こと、ご了承ください。